

住信SBIネット銀行が目指す金融イノベーション

接続先企業の多様なアイデアが 顧客満足と利便性を飛躍的に向上させる

お客さまの多様な金融ニーズに対して、銀行が自前のサービスだけでなくのニーズを満たすことはむずかしい。だが、オープンAPIのもと、銀行サービスがAPI接続先企業の多様なアイデアやサービスと組み合わせることで、多様なニーズを満たし、お客さまの利便性を飛躍的に向上させることが可能になる。イノベーションを定義したといわれるシュンペーターの「new combination」という言葉からも、新しい組合せがイノベーションの源泉であることがわかる。本稿では、住信SBIネット銀行のAPIに関する取組みを通じて、銀行界に起きている変化と今後のイノベーションの可能性について論じる。

住信SBIネット銀行
FinTech事業企画部長

吉本 憲文



双方の課題を解決する API接続

2015年8月、住信SBIネット銀行はマネーフォワードと業務提携の発表を行った。このとき、公表した取組みは三つあり、そのうちの一つがAPIを用いた公式接続だった。これは、どちらかが一方的に思いついた取組みではない。業務提携内容の協議中、どちらからとも

なく自然とAPI接続という言葉が出た。

これまでマネーフォワードが当社からの情報取得のために用いていたアカウントアグリゲーションという技術は、マネーフォワードが各顧客からID／パスワード（PW）を預かる仕組みのため、同社からすると情報管理面で大きな負荷がかかっていた。一方、銀行にとっては、マネーフォワード経由による銀

行サイトへのアクセスが無視できない規模となっていた。詳細は後述するが、両社にとって、API接続はこれらの課題を解決する手段として期待された。

API接続の仕様協議も早かった。そもそもAPI接続自体は、目新しい取組みではない。銀行としての取組み事例はなかったが、インターネットサービスとしてはすでに一般的なものだった。その一般的となってい

る技術のなかから速やかに採用する技術方針が選択され、対象データ範囲もアカウントアグリゲーションですでに取得していた残高と入出金明細に決まり、API接続するに至った。

従来の課題解消を図る 「参照系API」

マネーフォワードとのAPI接続以降、17年5月現在で、合計4社6本の接続事例がある

金融業界に予期せぬ波紋を広げる マイナンバー制度

昨年1月のマイナンバー制度導入で、金融機関には証券口座の番号取得が義務付けられた。ただし、15年12月末時点の既存口座には3年間の猶予期間があるため、金融機関は既存顧客に対してじっくり提供を促せると目論んでいた。だが、そこにNISAという思わぬ「伏兵」が現われた。今年9月末までに提供しないとNISA口座が使えなくなるおそれがあるというが、その取得状況は芳しくない。預貯金口座の番号取得も後に控えており、関係者の苦勞はしばらく続きそうだ。

低調なマイナンバー取得状況

2016年1月より社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入され、金融機関は株式・債券、投資信託等の有価証券取引口座の開設者から番号を取得することとなった。番号の取得にあたっては、新規顧客と既存顧客で実務対応が異なる。まず新規顧客の場合、口座開設時に番号（番号告知または番号記載の告知書の提出）を求めるところになっている。一方、既存顧客の場合は、3年間の猶予期間（18年12月末）までに提供してもらえばよい。この猶予期間中に最低年1回は制度周知や番号の提供を求め、顧客が拒否したり、連絡不通になったりした場合、その旨を記録・保存することにもなっている。

それでは、現在の取得状況はどうか。日

本証券業協会が全証券会社を対象に調査したところ、16年12月末時点で、（新規と既存を合わせた）全個人顧客からの取得率が15・3%、既存顧客に限れば11・8%と低い水準にとどまる。

取得を促す方法としては、「郵送等による依頼状等の送付」や「来店・訪問時の依頼」「自社ホームページでの表示」が中心で、「Eメール送信」や「インターネット取引画面での表示」「電話依頼」「コールセンターへの入電時の案内」「店頭へのポスター掲示」等を行っているところもあるという。ある証券会社幹部は、「昨年12月末時点での既存の個人顧客からの取得率は10%超であり、足もとでも20〜30%程度に過ぎない」と告白する。それでも、提供期限の18年12月末まで1年半を残していることから、金融機関にはさほど焦りの色はなかった。

盲点だったNISA対応

ところが、ここに来て思わぬ「伏兵」が現われた。NISAにおける番号取得期限の問題である。

NISAは、個人の資産形成を促す施策として14年1月に導入され、16年12月末時点で1069万口座が開設されているが、このうち15年12月末までに開設された988万口座の開設者が、18年以降に非課税の恩恵を受けられなくなる。可能性があるという。野村総合研究所の梅屋真一郎（メウラ）は、18年12月末の証券口座の番号取得期限に意識が向きがちの金融機関側の盲点となり、対応が疎かになっている」と指摘する。具体的にはどういうことか。

NISA口座は、投資可能期間が10年の制度として開始し、当初は非課税適用を受ける条件の一つに住民票の届出があった。住民票の記録保存期間が5年なのに対して、NISAの投資可能期間は10年のため、住民票を再提出する必要がある。そこで初回の住民票の届出に加え、2回の再提出を求めることとした（2回目提出開始時期は17年10月、3回目提出開始時期は21年10月）。

だが、16年度税制改正で、18年以降は煩雑になりがちに住民票の届出等が不要となるなど、手続の簡素化が進められた。ただ

F S B報告書が指摘する

金融機関の気候変動リスク

「座礁資産化」懸念をふまえたリスク管理の重要性が浮き彫りに

近年、金融システムにおける新たな不安定要因として気候変動リスクが指摘されている。金融安定理事会（F S B）は気候変動に関する金融機関の情報開示を促進すべく「気候関連ディスクロージャータスクフォース」を設立し、昨年末に発表した報告書にて具体的提言を示した。これをふまえ、金融機関では今後、旧型資産の価値劣化を伴う「座礁資産化」への懸念を念頭におきつつ、当該リスクに対応することが期待される。

三井住友銀行 国際審査部 国際環境室

室長代理 吉川 聡一郎

金融規制当局が脆弱性の要因として指摘

近年、金融システム安定化に向けた動きに変化の兆しが見え始めている。これまでの国際金融規制改革は、自己資本比率規制に代表される健全性確保に焦点をあてたものであったが、足もとではこれに加えて、金融セクターにおける新たな脆弱性への対応を念頭においた議論がなされている。脆弱性の要因の一

つとして気候関連リスク、すなわち地球温暖化による気候変動リスクがあげられており、これが金融機関に与える影響について指摘されている。昨年9月の杭州G20サミットにおいて、F S Bから、金融不安定化リスク対応に向けた提言がなされた。そのなかでは、今後F S Bが優先的に取り組む重点課題として「金融システムの構造的脆弱性への対処」があげられており、この脆弱性を顕在化させる「金融システムにおける新たな不安

定要因」として、不正行為（Misconduct）、コルレス銀行業務（Correspondent Banking）の減少と並び、気候関連財務リスク（Climate-related financial risks）が指摘されている。気候変動リスクが財務面に影響を与え、金融システムの不安定化へとつながる点は、すでに2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、F S Bに対して発表された声明のなかで明示されている。本声明においては、気候関連課題に

対する金融セクターの考慮が要請されており、これを受けて同年12月、F S Bは「気候関連ディスクロージャータスクフォース」(Task Force on Climate-related Financial Disclosure (TCFD))の設立を公表した。TCFDは金融機関を含めた事業会社に対して気候変動に関する自発的な情報開示を促進することを目的としたものであり、昨年12月には本件に関する報告書ドラフトを発表し、情報開示についての具体的提言を示した。現